

## 明治維新时期における藩祖を祀る神社の創建（続）

— 神社設立事情を手がかりとして —

森 岡 清 美

### 一. はしがき

付表は『日本帝国統計年鑑』に拠って明治10年（1877）から同45年（1912）に至る35年間の全国神社数の推移を一覧にしたものである。官社と民社に大別すれば、全体の0.2～0.3%を占めるにすぎない官社は増加傾向が明らかである。そのうち別格官幣社の増加が著しく、官幣社がこれにつき、国幣社は僅かな増加に止まる。明治4年の社数を100として指数を出しても、この傾向には変わりがない。他方、神社のほとんど全数を占める民社は、微増を示した後明治40年から減少に転じている。この表から除いた境外無格社を算入すれば、この傾向、とりわけ明治40年以降の減少がさらに顕著である。減少傾向は境外無格社について村社

付表 神社数の推移（明治10-45年, 12月31日現在）

	官幣社	別格官幣社	国幣社	官社計	府県社	郷社	村社	民社計	合計
明治10	44	7	68	119	257	3,030	50,699	53,986	54,105
15	47	16	69	132	429	3,426	52,520	56,375	56,507
20	60	18	73	151	458	3,453	52,778	56,689	56,840
25	66	21	75	162	460	3,470	52,411	56,341	56,503
30	72	21	73	166	493	3,462	52,419	56,347	56,540
35	72	23	75	170	574	3,478	52,135	56,187	56,357
40	72	23	75	170	578	3,463	51,052	55,093	55,263
45	74	23	73	170	590	3,447	46,117	50,154	50,324
明治10	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15	106.8	228.6	101.5	110.9	166.9	113.1	103.6	104.4	104.4
20	136.4	257.1	107.4	126.9	178.2	114.0	104.1	105.0	105.1
25	150.5	300.0	110.3	136.1	179.0	114.5	103.4	104.4	104.4
30	163.6	300.0	107.4	139.5	191.8	114.3	103.4	104.4	104.5
35	163.6	328.6	110.3	142.9	223.3	114.8	102.8	104.1	104.2
40	163.6	328.6	110.3	142.9	224.9	114.3	100.7	102.1	102.1
45	168.2	328.6	107.4	142.9	229.6	113.7	91.0	92.9	93.0

注：上欄は実数，下欄は明治10年の実数を100とした指数，ただし，境外無格社を含まない。

資料：『日本帝国統計年鑑』

にみられるが、郷社はいくらか増加しており、府県社の増加、とくに明治10年から同15年に至る5年間の増加が著しい。増には創設による増と昇格による増があり、減には合祀による減と上級への昇格による減があって、増は上級社に減は下級社に起こりやすいことは留意を要する点であろう。その結果として、官社ではどのカテゴリーでも多かれ少なかれ増加しているが、民社では村社以下の減少と郷社以上の増加という、対照的な動きを示すのである。ともあれ、神社の近代を論ずるには、官社とくに別格官幣社および官幣社の増、村社・無格社レベルの減[森岡 1987: 162-164]に注目するとともに、府県社の増に注目する必要があることが、神社数の推移から見てとることができよう。

筆者は4年前同じ題目で一文を草し、明治維新时期に旧藩主家の先祖<sup>(注1)</sup>を祀る霊屋を核として創建された神社のうち、とくに府県社に注目し、その創建事情を神葬祭への改典との関連で考察した[森岡 2003]。明治前期においては藩祖奉斎府県社の創立頻りであったからである。本稿は藩祖奉斎府県社の創建事情を類別することによって、旧稿の考察を深めようとする。ただし、府県社列格が明治15年までの神社に限ったのは、明治維新时期(1868-77)創建という限定に対応させるための便宜に加えて、明治末年の府県社数の7割強がそれまでに列格あるいは創建されているからである。

宮田登の霊神信仰の4類型でいえばことごとく権威跪拝型であるが[宮田 1970: 39]、創建事情によって藩祖奉斎社を下記の5類に分別することができる。まず官設か否か、つぎに民設社では既設か新設か、さらに旧稿で注目した神葬祭への改典との関連で、神仏分離、廃仏棄釈の影響で分けた<sup>(注2)</sup>。

I 官設—政府の指示によって創建の動きが始まったか、少なくとも促進されたもので、開始が比較的早いうえに、後に県社から別格官幣社に昇格した。天童織田家・建勲神社、水戸徳川家・常磐神社、山口毛利家・豊栄神社、鹿児島島津家・照国神社はこの例である。官設社は少数に留まった。民設のなかではVに近いといえよう。

II 既設—すでに存在する神社がそのまま公認されて近代神社法制下の神社となったもの。盛岡南部家・桜山神社、会津松平家・土津神社、福山阿部家・安部神社、高知山内家・藤並神社、柳川立花家・三柱神社、三池立花家・三笠神社、佐賀鍋島家・松原神社、中津奥平家・三所神社など、その例は多い。

III 既設・神仏分離—すでに存在していたが、別当寺が祭祀に与る社僧優位の神仏混淆の形態を脱して、神社として純化したもの。東照宮系の神社はみなこれに属する。水戸徳川家・東照宮、福井松平家・佐佳枝神社、名古屋徳川家・東照宮、和歌山徳川家・東照宮、鳥取池田家・栲谿神社、高松松平家・屋島神社が、その例である。前項IIに含まれたもののなかに、IIIの経歴が消されたものが混在すると思われる。

IV 新設・廃寺創社—藩主家の菩提寺を廃し、その跡に藩祖奉斎神社を創建したもの。廃仏

棄積をへた神社創設である。米沢上杉家・上杉神社、飫肥伊東家・五百禊神社、鹿児島島津家・鶴嶺神社などがその例であって、後二者では旧領内に廃寺が強行された。Ⅲでは佛教的要素を分けて別に温存しているのに対し、Ⅳではこれを廃棄したところに差異がある。

V新設・霊社の発展—藩主家の既設霊社が合祀や改称などをへて発展したもの。弘前津軽家・高照神社、鶴岡酒井家・荘内神社、仙台伊達家・青葉神社、金沢前田家・尾山神社、桑名松平家・鎮国守国神社、津藤堂家・高山神社、岡山池田家・閑谷神社、広島浅野家・饒津神社、岩国吉川家・吉香神社、山口毛利家・野田神社、同・志都岐山神社、津和野亀井家・津和野神社、松江松平家・松江神社、徳島蜂須賀家・国瑞彦神社、福岡黒田家・光雲神社、平戸松浦家・亀岡神社、対馬宗家・小茂田浜神社、久留米有馬家・篠山神社、熊本細川家・出水神社など、もっとも多いのがこの類の神社である。Vの神社でもその沿革が省略して語られるとき、Ⅱの外観を呈する。資料の豊富さ、あるいはその読み方によって類別帰属が動きうる。

## 二. 藩祖奉斎神社創建の社会史的背景

維新时期の藩祖奉斎社創建の社会史的背景として注目すべきものに、少なくともつぎの三つがある。それは、①皇室における神祭への改典と神仏分離、②近代神社制度の基本となった明治4年5月の太政官布告第234および第235宣布に発端する神社改革、とくに官幣社の創建と府県社等社格の制度化、③明治3年11月の太政官布告第847による旧藩主家の旧藩領からの東京移住という、明治維新时期を震撼させた一連の制度改革である。順を追って解説しよう。(明治5年までは旧暦のみによって挙示する。年次が西暦と旧暦とで正確に対応しないからである。ただし、江戸期については参考までに西暦を附記した。)

### 1. 皇室における神祭への改典と神仏分離

明治天皇が即位灌頂を行わず、ついで入道親王の還俗が実現したことにより、天皇家と佛教との分離が始まっていた[羽賀 1981: 73-74]。さらに明治元年12月25日、孝明天皇三周忌辰祭が神祇式をもって執行されたことは、これまで仏式で一貫されてきた皇室祭祀の神祭への改典を告げる画期的な出来事であった。『明治天皇紀』はいう。

二十五日、孝明天皇の三回聖忌に丁るを以て、追孝の叡旨に由り祭典を行はせられ、山陵に参拝したまふ、祭典の儀は御一新なるを以て、先規を改革し、紫宸殿に於て神祭を行はせらるゝの外、法会等の事なし、是の日、夜来雨止まず、寅の刻同殿母屋に神座を舗設し御霊代を奉安す、(略)辰の刻紫宸殿の儀畢るや、天皇、御衣を直衣に更めたまひて御出輦、(略)順路泉山に幸し、辰の半刻先帝の山陵に至り、親しく御玉串を奠じて拝礼あらせらる、時に雨稍々止む、(略)是の日、内旨に由り掌侍花園総子般舟三昧院に代参し、

花・菓子などを供薦して焼香す、

庶民の用語で言えば、自宅で祭った後、墓参りをしたが、みな神祇式によった。自宅での法会はなく、菩提寺（泉山＝泉涌寺）参詣は神仏分離により山陵の神式参拝をもって果たされ、ただ先帝七日・百ヶ日・一周忌の法会が修せられた般舟三昧院代参の非公式な穢れの場面では最小限の佛教式に従ったという。「御一新」ゆえの「先規を改革」しての「神祭」であった[明治元年行政官布告第1115]、これで天皇家と泉涌寺との直接的関係は断ち切られた。

翌明治2年12月には、新たに造営した神祇官神殿に、八神・天神地祇とともに「御代々皇霊」を神式をもって鎮祭し、それまでの御所「黒戸」（皇室の仏壇）で皇女の尼門跡が読経・勤行した[下橋 1979: 109]仏式皇霊祭祀を改めて、神祭を皇霊全体に及ぼした。かくて神祇官神殿は維新政府が推進してきた国家祭祀の再編成を完成させる拠点となる。また、明治3年末には、正辰追祭・春秋追祭・式年追祭の制を定めたほか、山陵祭典の規則を定め、天皇家の祭祀の神道による一元化を目ざした[羽賀 1982: 54]。

他方、明治4年5月には黒戸安置の歴代位牌と仏像を御所外に遷し（これは方広寺境内の恭明宮をへて泉涌寺の海会堂に遷座）、同年9月には天台宗による太元帥法、真言宗による後七日御修法、諸寺諸山勅会など宮中関係の仏事を廃止し、7年8月、諸寺院境内の山陵・皇后陵、皇妃・皇子女墓の祭式はすべて神式とすることを令した。さらに9年6月、京都府下115カ寺に安置した歴代の天皇・皇后・皇子女の位牌・霊像をことごとく泉涌寺霊堂に移し、泉涌寺などには寺禄等を停止する代わりに年金を支給することとなり[明治天皇紀]、ここに皇室における神仏分離（佛教的要素の払拭）は完全実施の見通しとなった<sup>(注3)</sup>。

明治2年以降の神仏分離・改典の本格化に先駆ける孝明天皇三周忌の神祭は、天皇家の永い伝統を否定するもので、在京の堂上諸侯出席のもとにその眼前で執行されたから、甚大なインパクトをもったにちがいない。これを範として諸侯の神祇式による祖霊祭祀がつづく。したがって、菩提寺の代わりに、あるいは菩提寺と並んで、藩祖を祀る神社を創建する条件の一つがこれによって整えられたということができよう。

## 2. 太政官布告第234および第235宣布を発端とする神社改革、とくに官幣社の創建と府県社等社格の制度化

天皇家の改典が達成の度を高めていた明治4年5月14日、近代神社制度の基本となる二つの太政官布告が発布された。その第一は、神社は国家の宗祀であるから、私有の体をなす世襲神職を廃止し、伊勢神宮を始め天下大小の神官社家に至るまで精選して補任すべきことを令した布告第234である。明治2年6月の土地人民の収公（版籍奉還）について、明治4年正月には社寺領土地令が発せられたが、さらに神社についてはこれを新たに国家の公的施設と位置づけ、神職が世襲の場合に神社が世襲神職家の私有の観があるのを改めて、「神官」

身分を廃し、施設長である神職を政府が精選して補任することを令したのである。国家の公的施設といっても、公的性格は一様ではない。直接国家に繋がる官設官営的な上級神社、国家にも府県にも繋がる公的な準上級神社、府県あるいはそれ以下の地方団体に繋がる公共的な民設民営の中下級神社がある。この区別を明らかにすることによって国家の宗祀の文言に肉付けをしたのが、神宮を除き官社以下定額、神官職制等に関する同日発布の布告第235であった。この布告の別紙に、官社として、官幣大社29社、官幣中社6社、官幣小社（无）、国幣大社（无）、国幣中社45社、国幣小社17社がリストアップされ、官社はみな神祇官所管であるが、官幣社の祭は神祇官が行い、国幣社の祭は地方官が行うと定めている。つぎに官社以外は諸社といい、地方官所管であるが、これに府藩県崇敬の社である府社・藩社・県社と郷邑産土神である郷社の二等があると規定している。天下大小の神社はことごとく国家の宗祀であるが、国家とのかかわりには直接間接間々接、したがって地位に大きな差等があるという、神社システムを示したのである。

官幣社は勅祭社など天皇家の崇敬がとくに篤い大社であって、計35社のうち山城・大和・摂津など畿内に24社を数える。おおむね記紀の神々を祀り、応神天皇・神功皇后を祀る宇佐神宮の外、菅原道真を祀る北野神社も含まれるが、人臣祭祀社は例外的であった。国幣社は官幣社のない旧国に一社づつ指定するのが原則であつたらしく、したがって一ノ宮など地方の大社の性格が濃厚といえよう。このような性格差に、官幣社は神祇官が祭り、国幣社は地方官が祭るといふ祭祀担当官庁の差異が照応している。

明治4年に97社が官社に指定されたが、それまでに社格の決定に至らなかった神社も、決定しだい新たに加列され、あるいは再審査によって昇格が認められた。明治10年（1877）末までに、官幣大社に新列1社、官幣中社に新列5社、昇格1社、官幣小社に新列1社、昇格1社、国幣中社に新列6社、国幣小社に新列4社を数えた。国幣社新規加列10社<sup>(注4)</sup>のうち9社が既往加列の62社と同様に地方の大社であったが、官幣社新列昇格計9社のうち8社が、天皇家の祖神である神代三代、悲運の死を遂げた天皇五方、南朝の親王二方を祀る神社であって、天皇家の先祖がきわだつて多いことは注目に値しよう。

もう一つ注目すべきは、明治4年5月の布告第235別紙には掲出されていなかった別格官幣社なる社格が新たに設定されて、同10年末までに7社が指定されていることである。すなわち明治5年湊川神社（楠正成）、6年東照宮（徳川家康）・豊国神社（豊臣秀吉）、7年談山神社（藤原鎌足）・護王神社（和気清麿、広虫）、8年建勲神社（織田信長）、9年藤島神社（新田義貞）であって、天皇家に忠節を抜きん出た、および（あるいは）国家にとくに功労のあった人臣を祀る。官幣小社と同格であるが、人臣を祀る点で一般の官幣社とは区別された。天皇家ととくに関係が深いという官幣社（以下別格官幣社を含む）の性格は、後々の新列昇格による官幣社の増加をとおして、一層明らかなものになってゆく。

建武中興を維新の当初のモデルとした新政府にとって、中興のために戦った親王や忠臣を慰霊し顕彰することは公然の課題であったし、幕藩体制下では伊勢神宮と並ぶ待遇を与えられた東照宮の権威を引きずり落すことは、隠れた課題であったにちがいない。豊臣秀吉・織田信長・藤原鎌足の偉勲を顕彰する霊社を東照宮と同じ社格としたのには、東照宮の権威の相対化が目論まれていたのではないだろうか<sup>(注5)</sup>。とまれ、こういう流れのなかで、前節でI官設と分類した藩祖奉斎社が創建されていった。

官社以外の神社を雑社とし、その第一に府藩県社を置いてこれを府藩県崇敬の社と規定したことは、すでに述べたとおりである。布告第235発布後まもなく実施された廃藩置県により、藩社は消去されて府社・県社の指定もしくは創建の事案となった。国幣社も最初の官幣社同様おおむね天神地祇を祭神とし、稀に仲哀天皇・応神天皇・神功皇后、人臣では古代の四道将軍や武内宿禰を祀るものがあるが、後代の偉人はこの枠には入らない。地方に勲功のあった偉人は、別格官幣社の祭神クラスでなければ、府県社あるいはその下の郷社なら、これを祭神とすることができるだろう。こうして、雑社カテゴリーの制度化は、藩祖奉斎社を創建する展望を切開く効果をもったと考えられるのである。「明治6年日光東照宮が別格官幣社に列せられて官祭を蒙ることが決定するや、戊辰戦争における官賊の別なく藩祖を神社に奉祀することの差仕えなきことを知り、6年以降旧諸藩において藩祖藩主を祀る神社創建の風が進んだ」[岡田 1966: 139]と指摘されるが、「神社創建の風」に達成の手がかりを与えたのは、府県社・郷社という雑社の社格設定であったと考えるものである。

### 3. 旧藩主家の旧藩領からの東京移住

廃藩置県に先だって知藩事(元藩主)は東京移住を命ぜられ、明治3年末から4年にかけて続々と東京に集住した。旧藩主家が東京邸を本邸としてそこに祖霊社を遷し、歴代の祭祀をここに集中させることになれば、従来藩祖の霊社を結集の精神的拠点としてきた旧藩地の士族たちは、参拝対象したがって結集拠点喪失の悲哀を味わわねばならなかった。かりに、旧藩主地元邸に参拝対象が残された場合でも、私邸内の社祠への衆庶の参拝は法の禁ずるところであったから、士族たちは疎外され、参拝対象を喪失したのも同然であった。かくて結集の精神的拠点を回復すべく、旧藩士有志が中心になって、公然と参拝ができる藩祖奉斎社の創建を地方官に請願することになる。雑社は民設民営を趣旨としたから、請願にあたり、創建運動に士族だけでなく旧藩民有力者を巻き込んで、神社の安定した維持を担保することが試みられた。そのため、藩祖奉斎社は地域の鎮守として発展することとなる。この性格は藩祖奉斎社のどの類別にも共通するところであるが、とくにV新設—霊社の発展に著しいといえよう。

### 三. 藩祖奉斎社の類別考察

創建事情による類別のそれぞれについて、例を挙げて考察する。

#### 1. 官 設

先に例示した4件のうち、建勲・豊栄・照国の3社については旧稿で論じたので、これらと対照させながら水戸・常磐神社の例を述べたい。人を神として祀るには先ず人霊を神霊に昇華させることが前提条件であつたらしく、例えば明治2年2月3日、毛利宰相父子に対するつぎのような達示をもって、元就に豊栄（とよさか）神社の神号が宣下された。

其先贈従三位大江元就綱常紊乱之世ニ当リ独名分大義ヲ明ニシ凶賊ヲ討除シ屢貢獻朝儀之闕乏ヲ補助候段其報国勤皇之志深ク御追感被為遊候依之今度神号宣下候条永世可祭祀旨被仰出候事

豊栄神社

右 宣下候事

宣下に先立って毛利家から請願がなされたのかどうか不詳であるが、天童織田家では、明治元年4-5月の木戸孝允（1833-77）・外宮祠官高矢主膳・五条為栄（1842-97）らによる建議を契機として信長への神号宣下を請願し、奥羽越列藩同盟に参加した元藩主が新政府によってその罪を赦免された後、明治2年11月、神祇官から建織田社（たけしおりたのやしろ）の宣下を受けた。ただし、翌3年10月建勲社（たていさをのやしろ）と改称すべしと宣命使をもって達示されている〔藤井 1943, 太政類典 2A-9- 太124〕。

明治2年10月、行政官から神祇官に対して、徳川光圀（1628-1700）、徳川斉昭（1800-60）、島津斉彬（1809-58）へ昨元年以降神号宣下があつたかどうか照会があり、神祇官は宣下の沙汰がなかつたことと、斉彬は文久3年5月神祇道の公家吉田家から照国（てるくに）大明神の神号を贈られていることを報じた。もしまだ神号を受けていないのなら、神号を宣下する心組であつたのかもしれない。いずれにせよ、翌3年12月、長州山口豊栄社と薩州鹿兒島照国大明神に、叡慮をもってそれぞれ劔一口を納め、国家興隆の祈誓をするため岩倉具視右大臣を差遣するという、特別の待遇をもって新設神社の基礎が固められた〔太政類典 2A-9- 太124〕。

島津家では斉彬に神号が贈られたのを機として、その翌年の元治元年、城西南泉院（東照宮別当）の郭内に照国大明神の霊社を創建していた。維新时期の鹿兒島藩において廃寺、士分以上の改典が進み、とくに島津家の改典が決定的となるなかで、明治2年6月旧菩提寺福昌寺（墓地）から城内神棚へ島津家歴代の魂遷しが行われ、さらに同年11月、旧南泉院址に創建された鶴嶺神社に城内神棚の歴代神霊が遷される。これにつづいて島津家の先祖を祀る神社がつぎつぎと創建されているところへ、照国大明神に神劔の奉納があつたのである。そし

て新しい神社制度のもとで、照国神社は明治6年（1873）鶴嶺神社とともに県社に列格された<sup>(注6)</sup>。

毛利家では、家祖元就に神号が宣下された明治2年の10月3日、豊栄霊社を萩城の祖霊社から山口に移し、廃絶に瀕していた地元神社の境内に仮殿を造営して、とりあえずここに祀った。そして、明治4年12月、野田七尾山麓に新しく造営された社殿に遷座の豊栄神社は、6年4月新しい社格制度のもとで県社に列せられた。山口藩では明治2年から合廃寺を進めたが、これを背景として毛利家では明治3年3月から4年3月の間に神祭への改典を完成させ、最後の藩主敬親（1819-71）の霊を豊栄神社境内別殿に祀ることとなる[太政類典 2A-9-太483]。

織田家では、改称社号の宣下を受けた明治3年の6月、東京邸内に一社を設けるとともに、同年9月支配地天童の東城山山頂にその末社として建勲社を創建した。そして、廃藩置県後の明治4年11月には天童の建勲社は県社と決定していたが、実際に加列されたのは6年5月のことであった。織田家では神社創建にかかわらず仏葬を改めなかった。

島津斉彬とともに神号宣下の有無が照会された水戸徳川家の藩祖奉斎社創建はどうなったか。水戸藩では明治初年、常磐村偕楽園に二代徳川光圀九代同斉昭を祀る祠堂が旧藩士等によって建立されていたが、神社化は滞っていた。領内に佛教排撃政策を実施し藩主家が早くから神葬であったのに、維新时期になって藩祖奉斎社の創建が遅れたのは、旧藩士族間の抗争が激しかったからである。明治5年3月まで大蔵省戸籍寮に社寺課が置かれ、社寺廃立、社寺例格の改正を管轄した関係からか、明治6年（1873）3月、大蔵大丞渡辺清（1835-1904）が党争仲介の労をとって士族団を和解させ、二公を祭祀して悔悟の誠心を固くし、その遺訓に随い挙って国家に尽くすことを誓約させて、二公のために神号の宣下を請願する手引きをしたのである。かくて、光圀・斉昭の祠堂に常磐（ときわ）神社の社号が下賜され[太政類典 2A-9-太483]、同年7月県社に列格、10月には光圀に高讓味道根（たかゆずるうましみちね）命、斉昭に押健男国御楯（おしたけおくにみたて）命の神号が下賜された[茨城県神社誌 1973:65]。

以上4社に共通してみられるのは、①政府が神号・社号宣下、神剣奉納などの形で神社創建に関与しこれを推進したこと、②県社列格がもっとも早いグループに属すること、③祭神は藩主家歴代のうちとくに偉勲のあった特定人物に限られていること、④後に別格官幣社に列せられていること（建勲神社は東京邸内社が京都に移遷されて列格）、である。

## 2. 既 設

### (1) 盛岡南部家・桜山神社

寛延2年（1747）、南部藩が家祖南部信直に淡路大明神の神号を拝戴して鎮祭したのに始



まる。文化9年（1812）地名に因んで桜山神社と改称し、同15年（1818）始祖光行を合祀、明治14年（1881）県社に列格された。南部家は仏葬を維持したから、始祖家祖という古い先祖は公的祭祀で神式、新しい先祖は私的祭祀で仏式という、地域社会における神社と寺院の並立に対応する一種の棲み分けが出現している。

#### (2) 会津松平家・土津（はにつ）神社

藩祖保科正之（1611-72）は排仏論者の山崎闇斎について朱子学を学び、吉川惟足の神道説を信じ、さらに吉田神道の秘奥を極めたという。退隠後の寛文12年（1672）8月、磐梯山麓の見禰山に登って湖山の勝景を眺望した。同年12月死去するや、生前に決めていた土津霊社の諡号を贈られ、かねての希望にしたがって見禰山に葬られた。会津藩では延宝元年（1673）墓に一字を建て、吉田家当主の来会を乞うて、土津霊社鎮祭の儀を執行した〔相田 1963:5〕。同3年社殿を造営し、百年後の明治7年（1874）5月県社に列せられた。藩祖の墓が奥宮になっているのは興味深い。松平家は藩祖以来代々神道で、二代以降は会津若松の院内廟所に葬られ、土津神社の相殿に歴代藩主の霊が祀られている。

#### (3) 佐賀鍋島家・松原神社

鍋島藩が安永元年（1772）家祖鍋島直茂に日峯大明神の神号を拝戴して日峯社を創建したのが始まりで、文化14年（1817）直茂祖父・直茂室を配祀し地名に因んで松原神社と改称、明治5年藩祖勝茂を合祀して県社に列格された。この鍋島家祖霊社のほかに前領主竜造寺家の祖霊社敷山神社があった。幕末の藩主鍋島直正（1814-71）の霊祠創建を機として敷山神社を松原神社の境内に遷し、明治8年4月、この三社を合して松原神社と総称、改めて県社に列せられたことを附記しておく〔太政類典 2A-9-太483〕。大・松原神社に着目すれば、この事例はV新設一霊社の発展に類別されるだろう。鍋島家では明治2年7月に改典の方向をうち出し〔中野 1920: 394〕、直正の葬儀以降は神葬祭となったのと、松原神社の成長が照応している。

地域的には偏するものの、筆者がかつて実地に踏査したことのある3事例を挙げた。維新前の形態がかなりストレートに近代神社制度に結合しているのが特色である。いずれも大明神もしくは霊社の神号を与えられて発足したが、藩主家の葬祭様式とはしばしばねじれがあった。維新後改典によってねじれが解消された事例もあるが、むしろねじれを温存した事例のほうが多いといえよう。ねじれていても違和感がない宗教的伝統および環境があったことは、すでに言及したとおりである。

### 3. 既設一神仏分離

#### (1) 福井松平家・佐佳枝神社

福井東照宮別当で藩主家菩提寺の天台宗瑠璃光寺境内に藩祖秀康を祀る祠堂があり、毎

年例祭を修してきた。ところが、「仏寺境内故祭事ノ節混淆不都合ノ廉モ不尠」[太政類典 2A-9-太483]として、明治6年(1873)12月、寺から分離して一社を創建することを旧藩士民有志が請願して許され、幕末の藩主松平慶永(1828-90)の命名により佐佳枝廼社と称し、翌7年城内東照宮の遠祖徳川家康を合祀、14年(1881)3月県社に列せられた。

慶永は安政5年幕命により隠居急度慎の重科に処せられて江戸霊岸嶋邸に引き移ったさい、神殿を付設して自己一身のみ神祭に改典した。さらに、明治10年(1877)松平家家政縮小のため、東京の隠居邸と当主邸を統合して小石川水道町の新邸に引き移った機会に、慶永の決断により、一族旧臣を集めて藩祖以下歴代藩主・夫人・子女等の移霊祭を挙行し、松平家の改典を達成した。慶永はつづいて祭典・祭式に関する定規を定め、東京13カ寺、福井7カ寺、高野山2カ寺の菩提寺・祈願寺との関係を整理し、さらに葬祭定規を制定して改典を完成させる[伴 1980]。福井藩の合廃寺は無檀無住の寺院を対象とするもので、神葬祭への改典もまたきわめて緩やかであった。そのなかで断行された松平家の改典は、平田学を中心に国学を研鑽した慶永一己の思想的立場から実現されたものである。

#### (2) 鳥取池田家・樗谿神社

鳥取藩は日光東照宮の分霊を奉じて慶安3年(1650)9月鳥取郊外の樗谿に東照宮を造営し、以来両部神道によって祭儀を修してきたが、明治2年9月神式に改め、廃藩後は県社長田神社付属の村社となっていた。しかし、祭主も氏子もないため年を追うて頽廢の姿であったので、池田家の家祖藩祖三代の霊を合祀して恩誼に報いるとともに、氏神同様に永く祭典を執行して廢絶から守るべく、旧藩士族有志が請願して、明治7年(1874)3月合祀と社名改称の許可をかちとり、県社に列せられた[社寺取調類纂 172]。池田家では明治3年8月仏葬から神祭に転じ、以後2カ年かけて改典を完成させている。

#### (3) 高松松平家・屋島神社

高松松平家では、慶安4年(1651)香川郡宮脇村の本門寿院克軍寺境内に遠祖徳川家康の神廟を建てて崇敬したが、さらに文化13年(1816)屋島山南麓の冠嶽に社殿を造営し、改めて日光から東照宮の分霊を勧請した。初め単に「お宮」と呼んだのを明治4年8月地名に因んで冠嶽神社と改称したとき、克軍寺境内に在った時代以来の佛教的要素を捨離したものと推測される。7年9月屋島神社と改称して県社に列せられた。がんらい旧藩主と士族以外に氏子がないので、永世修繕の経費は松平家で負担するとの条件付きで県社になったという[松平公益会 1964: 188-189]。明治15年9月藩祖頼重を相殿に合祀して、藩祖奉斎社の実を満たした。なお、高松松平家は仏葬を持続している。

以上いずれも近世の地方東照宮もしくはその郭内祠堂が、両部神道の祭祀形態を改めて神祭に純化し、合祀をへて藩祖奉斎社の色彩を強め、かつ地名に因んだ社名に改称して旧藩士民の崇敬による永世祭祀の趣旨を明らかにするなど、近代神社制度のもとでの展開相を示し

ている。

#### 4. 新設一廃寺創社

##### (1) 米沢上杉家・上杉神社

米沢藩では、城内本丸東南隅に盛土をして「御堂」を建立し、中央正面に家祖謙信霊柩を奉安するとともに、堂内の檀に歴代藩主の位牌を安置した。忌日および日々の供養のために城内二之丸に真言宗寺坊団を配置し、盍藩至高の聖所として尊崇した。明治3年7月御堂勤めの寺坊を移転させるか廃寺処分にし、翌4年9月の旧藩主家東京移住に先立って、謙信と中興鷹山に対して初の神祭を厳修、御堂の祭式を改典した。このさい御堂勤仕寺坊首座大乘寺が還俗して祠官となった。同年11月、古来神社同様に崇敬してきたこと、宝暦13年（1763）上杉大明神の神号を拝戴したことを強調した、旧藩士中の番頭と旧藩民有志の請願により、翌5年10月謙信と鷹山上杉神社の神号が認可され、同年11月県社に列せられた。その後3年ほど上杉神社の神事を御堂で執行していたが、明治9年（1876）5月本丸御殿跡に新社殿を竣工させ、御堂から神霊の遷座式を挙行し、ここに上杉神社が完成した。

謙信を祀る御堂が、仏祭から神祭への改典によって、謙信を主神とする上杉神社に再生したことが、廃寺創社の実をもつといえるのかどうか。御堂がそのまま一時上杉神社であったうえに、祭祀実務担当者が同一人であったため、儀礼様式が神祭に変わっても、持続の面がきわめて濃厚だったから、こうした疑問が残る。しかし、上杉家では、遷座式が終った明治9年10月、謙信遺骸を城外御廟町にある上杉家歴代の墓所に移し、歴代藩主の位牌壇を先年の神仏分離で墓所門前に移転したかつての御堂勤仕寺坊次座の法音寺の霊屋に移して、御堂を全く解体した。この事実をみれば、謙信霊柩を祀る御堂を廃し、その跡地に近接して謙信神霊を祭神とする新しい神社を創設したといえるのではないか。かつて米沢藩至高の聖所として一般土民の参詣が許されていなかった御堂の跡地が、今や城社公園の一部となって一般に開放されたことに、廃寺そして創社が言葉どおりの現実であることが感得されよう。

幕末の藩主上杉斉憲（1820-89）は、隠居の身ながらごく短期間教導職中教正（神官）に補任された経歴のためか、神葬をもって葬られたが、彼の夫人も、上杉神社の創立と展開に家主として関わった嗣茂憲（1844-1919）も仏式で葬られた。大正13年（1924）の上杉家家政条規改正により、御廟町墓所の謙信・鷹山の祭祀も、上杉神社の祠官が担当する神式から法音寺勤仕の仏式に戻った。家政改革のため従来の規模を縮約して、上杉家は仏式の家の旧態に復したのである[大乘寺 1930: 4-15, 森岡 2003: 16-17]。

##### (2) 飢肥伊東家・五百禊神社

飢肥藩では、飢肥北郊板敷村に藩主伊東家累代の神霊を鎮祭した八幡社がある一方、西郊の丘麓に伊東家代々の菩提寺臨濟宗妙心寺派報恩寺があった。廃藩置県後飢肥藩を吸収した

都城県では、県首脳部を薩人が独占し、鹿兒島藩の廃仏棄釈政策を導入して徹底的に廃寺を断行した。そのため、旧飢肥藩領域の五十数カ寺はことごとく廃寺となり、報恩寺もその例にもれず明治5年廃滅した。旧藩士民がこれを悲しんで、元報恩寺跡に一社を創建して八幡社の神霊をここに移し（合祀）、戸毎に銭を課出して維持することを請願して許された。そして、最後の藩主の命名で五百禊神社と称し、明治8年5月郷社に列せられる〔佐伯 1988: 217-220, 宮崎県神社庁 1988: 262-263〕。都城県下では、廃寺跡に神社を創建することがしきりに行われた。その時代動向のなかでの創社であるが、ユニークなのは、報恩寺の後方において霊屋に連なった伊東家代々の墓が、今や歴代の神霊を祀る神社の奥社の観を呈することである<sup>(註7)</sup>。旧領での廃寺創社に照応するように、明治期に入って死去した東京住いの最後の藩主二代は神式で葬られた。

同じ宮崎県下の延岡内藤家・亀井神社は始め郷社で後に県社に加列されたが、五百禊神社は郷社どまりであった。旧報恩寺の寺格からみても、また五百禊神社が旧藩士民崇敬の社であったことからみても、当然県社に昇格されるべきところ、おそらく県社に要請される基本財産の造成が不首尾で、地元から昇格申請ができなかったのであろう。郷社であるのにここに加えたのは、そのような事情を忖度してのことである。

### (3) 鹿兒島島津家・鶴嶺神社ほか諸社

鶴嶺神社については、すでに1. 官設神社の項で言及しているので、ここでは島津家関連の他の諸社について解説しよう〔森岡 2003: 132-133〕。

島津家には歴代の霊位を祀る菩提所福昌寺のほかに、特定世代の霊位を祀る寺が何カ寺かあったが、それらもみな廃寺となり、明治2年12月、旧寺内の霊屋に祀っていた肖像（木像）を神体として、廃寺跡に神社を創建し、つぎのように社号を定めた。

始祖忠久を祀る鹿兒島龍尾町の浄光明寺の廃寺跡に、寺内の忠久霊社を発展させて龍尾神社と称す。ただし西南戦争で焼失した後、鶴嶺神社に合祀。

島津家15代の実父忠良を祀る加世田町武田の日新寺の廃寺跡に、寺内の忠良霊社を発展させて竹田神社と称す。

15代貴久を祀る鹿兒島松原町の南林寺の廃寺跡に、寺内の霊社徳宝殿を発展させて松原神社と称す。

17代義弘を祀る加治木町本誓寺の廃寺を契機として、寺内の義弘霊屋を停めて精矛厳健雄命の神号に因む精矛神社を創建した。また、義弘を祀る伊集院町徳重の妙円寺の廃寺跡に、寺内の義弘霊社を発展させて徳重神社と称す。

精矛神社は1873年県社に列せられた。竹田・松原・徳重の3社は、いずれも同年郷社に列せられ、大正以後県社に昇格した。郷社どまりであるが、15代貴久3男歳久の霊社が発展した鹿兒島竜ヶ水平松の平松神社は、豊臣秀吉の薩摩侵攻に抵抗して自害した地に鎮魂慰霊の

ために建てられた心岳寺の後身である。本殿つづきの山腹に歳久と従者27人の墓石が所在する点で、飢肥の五百禊神社と景観を共通にしている。

IVは頗る興味深い類であるが事例が乏しいので、資料のあるすべてを挙げて点検した。3例のうち、後2例は旧領内で徹底的な廃寺が行われている。鹿児島はこの点で革新的であるのに対し、飢肥は踏襲的であったが、藩庁や県庁が主導して廃寺が徹底的に行われた点では軌を一にする。前者の米沢藩では神仏分離こそ実施されたものの、廃寺が強行されたわけでないのに、また藩主が福井の松平慶永のような思想的立場の人でなかったのに、寺院同様の御堂から上杉神社へ変身したのは、御堂の祭祀を神社形式にしないと時流に乗れないと判断したからではないだろうか。旧藩士代表らが明治4年の請願のなかで、楠正成・織田信長・毛利元就に勅祭の恩典を賜ったことを心底羨んでいるところから察して[大乘寺 1930: 12-13]、そのように推測するのである。後者の飢肥藩の場合、旧領内での徹底的な廃寺という地域状況に加えて、「教部ノ本旨、神ヲ好ミ仏ヲ悪ミ、寺院ヲ変ジテ神社トセント」すると仏教側が感じた宗教行政状況を考慮すべきかもしれない[二葉・福嶋 1973: 235]。なお飢肥の五百禊神社と鹿児島の平松神社の場合、墓地に接した寺院をリフォームして神社に転換するに先立ち、墓地や寺院の汚穢をどのような儀礼で祓い清めたのであろうか、知りたいところである<sup>(注8)</sup>。

## 5. 新設一霊社の発展

### (1) 弘前津軽家・高照神社

神道家吉川惟足に師事した4代藩主津軽信政が宝永7年（1710）死去するや、吉川家から高照（たかてらす）霊社の号を贈られ、岩木山麓高岡の、信政が社殿を再建した旧祠の背後に吉田神道の式で葬られた。（ただし神道の葬儀は私事であって、公然の葬儀は菩提所報恩寺で天台宗の儀制により執行され、爪髪を埋めた[外崎 1902: 347-352]）正徳2年（1712）来歴も定かでない旧祠と墓の霊廟を一体として高照社が創始され、毎年の祭礼が始まる。明治の始め高照神社と改称し、近隣の5社を合して郷社に列せられた。明治6年から歴代藩主の霊を合祭する運動が始まり、旧有力藩士等津軽5郡の代表が請願して、明治10年（1877）11月藩祖為信の合祀を達成した[下澤・下澤 1903: 17-25]。市内東照宮から高岡までの行列は神霊警護士のほか士族数百人を含む1,600人が徒歩で従った一大イベントで、社会の変動で勢力を失った士族の士気高揚運動と評される[弘前市史 1964: 152]。請願にかかわらず合祀と同時の県社昇格は認可されなかったが、明治13年（1880）10月念願の県社加列が実現する。奥社に当たるところに高照霊社の墓があり、本殿には為信の霊代として津軽家から贈られた為信佩用の太刀が奉納されている。

津軽家は弘前に長勝寺（曹洞）・報恩寺（天台）・革秀寺（曹洞）・貞昌寺（浄土）を菩提

寺あるいは祈願寺として抱えていた。版籍奉還後寺祿その他の保護を断つ外なかったが、改典してこれらと絶縁することなく、金品を寄進して維持を助けた。檀家になった士族も供養料を出しあい、基本財産をまとめて津軽厚志会を発足させ、各寺院に補助を与えている〔弘前市史 1964: 133-134〕。霊廟が発展して藩祖奉斎社が創建されたが、菩提寺は維持され、並存の形である。

### (2) 金沢前田家・尾山神社

前田利家の死去後、嗣子利長が金沢卯辰山麓に一社を構えて父の霊を祀った。しかし、人臣を私に神として祀ることが許されなかったため、かつて崇敬した物部八幡社を遷し、利家を同殿に祀って卯辰八幡社と称し、藩士に参拝を許した。明治になって藩祖の祠を壮大にする計画が旧藩有志の間から興ったが、卯辰山八幡社は荒廃年久しく、土地僻陋で参拝に不便であったため、藩侯別邸であった市区中枢の金谷殿跡に遷すことを出願し、明治6年3月、利家の神霊を主神、物部八幡大神を相殿として尾山神社と号することを許され、郷社に列せられて、前田家旧一門から祠官を任命した。一般県民の崇敬するところであるため、昇格を請願して明治7年2月県社に列せられた。

ところで、相殿の物部八幡大神にはこれという神璽がなかったため、明治12年7月祭神から削除するとともに、かねて他所から遷座してあった2代利長と3代利常の神体を相殿に祀った。4代以下の藩主霊については、旧藩士民有志が前田家に乞うて歴代藩主の分霊の授与を受け、同年9月尾山神社境内に祖霊社を創建してここに祀った。このように旧藩有志の運動によって、尾山神社は藩祖始め歴代藩主の神霊を祀る聖地となった〔石川県 1931: 1212-1218〕。

前田家では最後の藩主慶寧が明治7年5月に死去するや神式をもって葬り、恭敬公と諡した。以来、前田家の祭儀はみな仏式を廃して神式によることとなる。同年7月歴代の霊璽を東京邸内家廟に祀り、菩提寺金沢宝円寺などから歴世の位牌を撤収するとともに、10年4月卯辰山および菩提寺天徳院に在る墳墓を神式に改めて墓標を新設した。尾山神社での祭儀を始めとして、墓地や旧菩提寺での祭儀も一切尾山神社社司に担当させた〔同上: 693-694〕。このように、前田家の先祖祭祀は尾山神社と家廟を中心としてことごとく神祭となった。しかし、浄土真宗の信仰が旺盛であった旧領では、かつて排仏廃仏、神葬強制の政策を採ったことがない。前田家における神葬への改典の理由は、維新政府の方針に従って神道を興張することにあつたようで〔同上: 1212〕、明治35年4月米沢上杉神社と同日付で尾山神社の別格官幣社列格の宿願が達成された〔同上: 1224〕。

### (3) 福岡黒田家・光雲神社

黒田家では家祖孝高・藩祖長政の神霊を城内本丸天守台下の祠堂に世々祀っていた。明治4年(1871)黒田家の東京移住にあたり、士民代表が当主に願いまた官許をえて、同年8月

神霊を小島吉祥院跡に移し、家祖（龍光院）藩祖（興雲院）の法号を一字ずつ採って光雲神社と称した。5年9月村社，8年3月県社に昇格，42年（1909）4月荒戸町の丘陵上に社殿を造営して移転した。版籍奉還直前の藩主は神葬で葬られたが，その後死亡した先代藩主は仏葬に回帰している。

以上3例とも，藩主家先祖の霊社あるいは霊廟が核として存在した点ではⅡ既設に似ているが，核が近代の神社に成長するにあたり，旧藩士あるいは旧領士民代表の運動が著しく，また合祀とか遷座といった変化をへている。その点に注目して新設というのであるが，Ⅱの事例もさらによく調査すれば，むしろⅤに類別するほうが妥当なものが出てくることであろう。

#### 四．神社創建事情を左右した条件

以上，藩祖奉斎神社を創建事情によって類別し，類毎に筆者の現地調査の有無，旧稿[森岡 2003]との重複，地方的分布のバランスを考慮して事例を選び，一々具体的に点検した。最後に創建事情を左右した条件と創建の歴史的意義を考察することで，結論に代えたい。

##### 1．藩主家大イエの解体

藩祖を祀る霊社・霊廟が城内に留まるにせよ，城外に出るにせよ，あるいはもともと城外にあったにせよ，近代神社制度下の神社に改変されて，参拝が大イエ構成員に限定されたものから，地域の士庶一般に開放されたものになるには，藩主家大イエの解体が前提をなした。それが端的に示されたのがⅡであるが，一般に，士民代表の出願による，藩主家霊社を核とした神社の創建はそれなしにはありえなかった。士族代表の重みが圧倒的である場合でも事情は異ならない。

##### 2．政府の関与・介入

Ⅰ官設の事例では，政府の指示が必要条件である。その他でも，政府が創建・列昇格の許認可権をもつ点では関与・介入が圧倒的である。このためには前項藩主家大イエの解体が不可欠であり，それによる天皇家巨大イエの登場が政府の関与・介入を必然たらしめたのである。

##### 3．両部神道によって祭祀されていたかどうか

近世の神社は多かれ少なかれ神仏混淆であったが，とくに両部神道で祭祀されてきた東照宮系の神社では，維新时期の神仏分離令に従って佛教的要素を払拭しなければ，近代の神社に脱皮できない。政府の政策への同調によってⅢの神社が創建されたといえよう。

#### 4. 廃寺が徹底的に断行されたかどうか

維新期に無住無檀寺院の合廃寺の域を超えて廃寺を断行した藩や県で、藩主家も改典した場合に、Ⅳが起きた。もっとも、領内の廃寺が微温的なものであっても、旧藩主や旧藩士族における政府の政策への過剰同調によって同じことが生じた。

#### 5. 地域住民の関与

これは藩主家大イエの解体によって可能となり、寺社禄の廃止、寺社領の土地による神社財政の逼迫によって必要となり、さらに地域住民の財政的負担を条件とする神社創建の認可、府県社以下の公許共有主義（明治12年6月28日内務省達乙31号）により不可避となった。これがⅤにもっともよく現われている。旧稿で問題にした藩主奉斎社の地域鎮守化は、この条件に支えられて実現していったのである<sup>(注9)</sup>。

以上、五つの条件を数えあげ、五つの類別が主としてどの条件に対応するかを仮説的に示した。ただし、どの類別にもいくつかの条件が複合的に関わっていることはいうまでもない。さらなる資料探索によって条件の複合的な関わり方がより説得的に解明されるとともに、ⅡのあるものがⅤに移り、ⅢのあるものがⅣに移るばかりでなく、ⅡとⅤ、ⅢとⅣは程度の差として、Ⅰ、Ⅱ・Ⅴ、Ⅲ・Ⅳに大別されるかもしれない。かくて、類別の彫琢が進み、藩祖奉斎社創建事情の理解もいっそう論理化されることであろう。

### 五. 藩祖奉斎社創建の歴史的意義

藩祖奉斎社の創建は、廃藩置県後の旧藩主家大イエの残根をかき集めて、中央集権に逆行する方向に機能したとも考えられるが、大勢は逆であった。創建に当り政府に提出した請願書のなかで、旧藩士民における藩祖の遺徳追慕の至情に言及する側面では逆行の観なしとしないが、これは府県崇敬の神霊であることを主張するために不可欠の押えどころであった。他方、必ず藩祖の皇室に対する尊崇忠節と国家に対する貢献を強調していることに注目すれば、旧藩主家大イエの残根をまとめて天皇家巨大イエに結集する意義があったことは明らかであろう。このようにみると、府県レベルの旧藩主家大イエの残根をことごとく天皇家巨大イエに統合することにおいて、藩祖奉斎社の創建は中央集権国家の建設にプラスに機能したといえることができる[羽賀 1982: 80]。

最後に、藩祖奉斎社の創建があいついだことは、「(産霊神、火神水神など)昔より高き功績のある神等の官祭になり給はざるをば其儘に洩し置ながら」「人の世の人の靈魂を祭れる社を軽々しく官祭に加たるも多くなりて」と常世長胤[1928: 104]が慨嘆した明治前期の時勢に連なり、また神道の神観念が祈願すべき宗教神から報恩顕彰すべき道德神へ、偉大な



不滅の力としての神から功績のあった先祖へ、常にありがたかるべき神からかつてありがたかった神へ変化したと、河野省三が指摘した明治期を覆う風潮[河野 1908]に棹さすとともに、この風潮の浸透に貢献するものであった。その背景に、国教樹立を断念した明治政府の官僚的合理主義に基づく啓蒙主義的で道徳的非宗教的な世俗倫理化した神社観、また、後世の史家が明治政府の神社創建を国家的英雄を記憶するための銅像建立と同列にみたような神社観[Fujitani 1996:17]があったことを、指摘しておかなければならない。

## 注

- (1) 藩主家の先祖を個々に区別する場合、旧稿の分類を踏襲する[森岡 2003: 129]。  
 氏祖: 氏の祖。  
 遠祖: 始祖より以前、本家初代を含む。宗家初代を第一次遠祖、直接の本家初代を第二次遠祖という。  
 始祖: その家の初代。  
 家祖: 初めて1万石以上の家になった時の家主。始祖=家祖はありうる。  
 藩祖: その藩の初代藩主になった時の家主。家祖=藩祖はありうる。ただし、藩主家の先祖の総称に用いることがある。代々の藩主を初代の依代とみた時に成立する観念である。  
 中祖: 始祖と家祖との中間、あるいは家祖と藩祖との中間の家主。  
 有終: 最後の藩主。  
 中興: 藩祖と有終の中間で特筆される家主。
- (2) この類別は官幣社にも妥当する。ただし、すべて官設であって、そのなかがつぎのように四分されるのである。すなわち、Ⅱ既設は古くからの勅祭社で官幣大社や中社に列せられたもの、Ⅲ既設・神仏分離は伊井谷宮（龍潭寺から）、丹生都比売神社（高野山から）、東照宮など、Ⅳ新設・廃寺創社は談山神社（多武峯寺から）、赤間宮（阿弥陀寺から）など、Ⅴ新設・霊社の発展は吉野神宮（神体を吉水神社から）などがその例である。官設の場合、全くの新設（樫原神宮など）という類を加えてⅠとするのが妥当だろう。ここに官設の性格がもっとも端的に示されているからである。
- (3) 泉涌寺位牌殿安置の皇室の位牌類は、櫃に収めて境内陵墓の山林中、清潔の場所に埋められたという[岡田 1966: 40]。また、勸修寺門跡の前歴をもつ山階宮晃は仏式葬送を遺言したが、認められなかった。『明治天皇紀』は、「先帝三周年祭以来、朝廷絶えて仏儀を用いることなく、葬送の礼亦神祇式に由り、其の儀制は英照皇太后の大葬に依りて大成したり」と記し、その理由としている[明治31年2月19日]。なお藤井貞文[1931a: 55-56]参照。
- (4) 明治4年の国幣社62社に、同10年までの新規加列10社を加えると72社となり、付表の明治10年国幣社68社より4社多い。うち1社（札幌神社）は国幣小社から官幣小社への昇格によって減少した。あと減少3社は追跡しきれていない。
- (5) 木戸孝允が岩倉具視の意を受けて起草した明治元年4月28日付御沙汰書の原案に、「源家康継て出子孫相承け其宗祠之宏壯前古無比秀吉之大勲勞を以て却而晦没に委し其鬼殆乎餒んとす、朕深くこれを悲む」[日本史籍協会 1931: 36]と、家康の勲功・宗祠と秀吉の勲功・宗祠を比較しているところから、かく想定するのである。岡部精一がかつてこの文章を引用して、「旧幕府に対する反動的意義が含まれて居る」[岡部 1912: 67]とみたのに対し、藤井貞文は妥当な考えだと賛意を表していることに注目したい[藤井 1931b: 53]。  
 しかし、この想定は別格官幣社の制度発足当初についてのみ妥当するにすぎない。この制度が安定した明治30年代に部外秘扱いとされていた「官国幣社昇格内規」の別格官幣社の項には、「国乱ヲ平定シ国家中興ノ大業ヲ輔翼シ、又ハ国難ニ殉セシモノ、若クハ国家ニ特別顕著ナル功勞アルモノニシテ、万民仰慕シ、其ノ功績現今已ニ祀ラレシモノニ比シテ讓ラサルモノ、但シ一神一社ニ限ル」とある[国史大辞典 12巻491頁]。ここには、国家・万民の語が

- あって、天皇家への忠節に言及されていないのは、重点が移ったというよりは、近代天皇制の確立を反映するものといえよう。
- (6) 照国神社の県社加列は明治6年の何月であったか不詳であるが、鶴嶺神社の加列は同年7月のことであった[社寺取調類纂 191]。
- (7) 明治元年白峯宮創立の場合および同5年湊川神社創立の場合に、神霊をその墓所から迎えているので[藤井 1941: 26]、五百禊神社の場合も八幡社と旧報恩寺裏の墓地の両者から神霊を迎えたのであろう。
- (8) 明治元年閏4月7日、天皇は現津御神であって現世でも幽界でも神であるから、天皇を葬った山陵は穢所にあらずと朝廷で治定し[明治天皇紀第1: 693-694]、「其(神仏判然)由以勅使厚御奏告被遊候へハ御条理モ相立」としたことが[藤井 1931a: 58-59]、旧藩主家が神祭に帰する場合の墓地の祓除を容易にしたことであろう。
- (9) 明治15年(1882)1月24日、神官の教導職兼補を廃し葬儀に関与することを禁じた内務省達乙7号が発せられるとき、上級神道教導職代表17名の請願により、「府県社以下神官ハ当分従前之通」との但し書きが付けられた。府県社以下神官の月給は、明治7年7月31日の太政官布告277号によって廃止されるとともに、人民の信仰に任せて給与されることとなり、本文前記の12年6月28日内務省達乙31号によって、府県社以下の公許共有主義が確定し、さらに同年11月11日の太政官達45号をもって、祠官祠掌の身分取扱いは一寺住職同様となった。かくて葬儀の依頼も多く、これが生計の資となっているのに、葬儀への関与を禁じられたのでは立ち行かないというのが、請願の主張するところであった[藤井 1969: 31]。府県社以下への地域住民の関与が明治前期の経過のなかで強められ、官国弊社との差異化が進んだことは明らかである。

## 文 献 (著者筆者氏名のABC順)

- 相田泰三, 1963『会津松平氏墓碑銘和解』会津保松会。  
 大乘寺良一編・発行, 1930『上杉神社誌』。  
 藤井貞文, 1931a「明治新政と山陵の措置」『国史学』6号: 37-59。  
 藤井貞文, 1931b「豊国神社再興始末」『国史学』9号: 31-53。  
 藤井貞文, 1941「湊川神社創建の考(二)」『国史学』42号: 11-28。  
 藤井貞文, 1943「明治維新と織田信長」『國學院雑誌』49巻11号: 1-14, 32。  
 藤井貞文, 1969「神祇官復興論」國學院大學『日本文化研究所紀要』23輯: 1-62。  
 Fujitani, T., 1996, *Splendid Monarchy: Power and Pageantry in Modern Japan*. University of California Press.  
 二葉憲香・福嶋寛隆編, 1973『島地黙雷全集』1巻, 本願寺出版協会。  
 羽賀祥二, 1981-1982「明治神祇官制の成立と国家祭祀の再編(上)(下)」京都大学『人文学報』49: 27-84, 51: 51-100。  
 羽賀祥二, 1994『明治維新と宗教』筑摩書房。  
 弘前市史編纂委員会編, 1964『弘前市史』(明治・大正・昭和編), 弘前市。  
 茨城県神社誌編纂委員会編, 1973『茨城県神社誌』茨城県神社庁。  
 石川県編・発行, 1931『石川県史』4編。  
 河野省三, 1908「神道不振の原因」『全国神職会々報』120号: 22-31。  
 松平公益会編・発行, 1964『松平頼寿伝』。  
 三重県神職会編・発行, 1919『三重県神社誌』1。  
 宮田 登, 1970『生き神信仰』塙書房。  
 宮崎県神社庁編・発行, 1988『宮崎県神社誌』。  
 森岡清美, 1987『近代の集落神社と国家統制－明治末期の神社整理－』吉川弘文館。  
 森岡清美, 2003「明治維新时期における藩祖を祀る神社の創建－旧藩主家の霊屋から神社へ, 地域の鎮守へ－」『淑徳大学社会学部研究紀要』37: 125-148。  
 中野禮四郎編・発行, 1920『鍋島直正公傳』6編。

- 日本史籍協会編, 1931『木戸孝允文書』8, 東京大学出版会（復刻）。
- 岡部精一, 1912「明治維新の当初に現はれたる敬神の思想」『歴史地理』19巻1号: 61-68.
- 岡田米夫, 1966「神宮・神社制度史」神道文化会編・発行『明治維新神道百年史』2巻: 3-182.
- 佐伯恵達, 1988『廃仏棄釈百年』鉾脈社。
- 坂本健一, 1983『明治神道史の研究』国書刊行会。
- 下橋敬長, 1979『幕末の朝廷』平凡社（東洋文庫353）。
- 下澤保躬・下澤陳平, 1903『県社高照神社縁起』近松雄吉。
- 常世長胤, 1928「神祇官沿革物語」『皇国』附録（原本は1883）。
- 外崎 覚, 1902『津軽信政公』吉川半七。
- 伴 五十嗣郎, 1980「越前松平家の神祭への転換について（上）（中）（下）」『神道史研究』28巻2号: 30-65, 28巻3号: 24-42, 28巻4号: 41-62.
- 辻善之助・高柳光寿, 1870「多武峰の神仏分離」『明治維新神仏分離史料』3巻, 名著出版（復刻版）: 1-100.
- 『太政類典』国立公文書館蔵。
- 『国史大辞典』吉川弘文館。
- 『明治天皇紀』第1, 吉川弘文館, 1968.
- 『社寺取調類纂』マイクロフィルム版。

## Establishment of Shinto Institutions Enshrining the Ancestors of *Daimyo* Families in the Meiji Restoration Period (continued)

Kiyomi MORIOKA

The present paper analyzes firstly the social-historical background of the establishment of Shinto institutions enshrining the ancestors of *daimyo* families in the Meiji Restoration period, and points out the shift from Buddhist to Shinto rituals connected with the elimination of Buddhist elements in the Imperial House in 1868-76, the institutionalization of the status of prefectural Shinto shrine in 1871, and the removal of *daimyo* families from their domains to Tokyo, the new capital of Japan in 1871. Nextly, it classifies Shinto shrines for ancestors of *daimyo* families into five by paying special attention to conditions in the process of establishment, namely, 1. governmentally promoted, 2. already existed, 3. already existed, but Buddhist elements eliminated, 4. newly founded on the ruin of an abolished Buddhist temple, 5. expanded from an existing small shrine, and discusses a couple of concrete examples for each type. Then, it considers conditions determining the processes of establishment and identifies the disintegration of a large household of *daimyo* in 1869, governmental interferences, the *Ryobu* school of thought and ritual of Shinto, the degrees of execution of temple abolishment policy by the prefectural government, and the degrees of participation of local residents. Lastly, it concludes the discussion by suggesting the historical meanings of the establishment of Shinto shrines in honor of ancestors of *daimyo* families in the Meiji Restoration period.